

委第 2 号議案

東大和市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 7 日

提出者

東大和市議会議会運営委員会

委員長 中 間 建 二

東大和市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東大和市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下「」を「第3項において「」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の表の改正規定 令和7年4月1日

（2）第54条から第56条までの改正規定及び次項の規定 令和7年6月1日

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。